入札公告別表 四日市港管理組合

入札公告本文において「別表」を参照するよう指定した項目は次のとおりです。 (□が■に着色された項目が本案件において適用されます。)

## 1 入札に付する工事概要

八七三寸する工事帳女									
エ	事	番	뮥	令和7年度 単管港維	第57号				
エ事		名	四日市地区 10号岸壁ほか補修(舗装)工事						
エ	事	場	所	四日市市 千歳町ほか	地内				
				(10号岸壁)			(60号岸壁)		
				舗装打換工	1,200	m2	舗装打換工	223 m2	
_	事	概	要	(霞14号支線)			(霞東6号荷捌き地)		
_	尹	桏	女	舗装切削工	1,053	m2	舗装切削工	151 m2	
				オーバーレイエ	1,053	m2	オーバーレイエ	189 m2	
エ			期	契約の日から令和8年	3月19日限り				
予	,-	価	格	40,830,900	<b>л</b> Ш		□ 見積徴収型		
(	税 込	• Р	9 )	40,030,300	בוע				
そ		ס	他	■ 土日完全週休2日制	工事試行案件		■ 発注者指定型( ■ 月単位 □ 対象期	間全体 ) 🗆 受注者希望型	
	U		ILE						

公告日

令和7年10月10日(金)

## 2 入札方式に関する事項

入札執行方式	郵便入札
落札者決定方式	施工体制確認型総合評価方式(簡易型B)
総合評価方式の詳細	□ 総合評価方式の一括審査対象工事(対象件数 件)
技 術 提 案	■ 技術提案を求める(対策なし型) □ 技術提案を求める(対策あり型) □ 技術提案を求めない
その他の適用する入 札 方 式 等	<ul> <li>□ 最低制限価格設定工事</li> <li>■ 低入札価格調査対象工事</li> <li>(四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第6条第3項の適用: ■ 適用する □ 適用しない)</li> <li>□ 契約後VE方式</li> <li>□ 一抜け方式試行案件(対象件数 件)</li> </ul>

3 競	争参加資格に関す	る事項								
	入札参加	1 形能	■ 単体 又は 経常建設共同企業体							
	7. 10 9 M	· /// /65	□ 特定建設工事共同企業体(構成員数 者)							
	建 設 工 事 の		舗装工事 建設業の ■ 一般建設業又は特定建設業 計可区分 □ 特定建設業に限る							
	入札参加資格 登 録	各者名簿 業 種	舗装工事							
	設計業務の	受託者	_							
事	建設業退職金共済制	制度への加入	■ 求める □ 求めない							
前			地域要件	格付け	及び総合点数	経営事項審査結果の総合評定				
条	地域要件並び		地域安什 一		総合点	値(対象業種)				
件審査	総合点数又は	(1)	四日市市、三重郡内に本店及び建設業法上の主たる営業所 を有する者	f A	830点以上	_				
項目	結果の総合評	(2)	三重県内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有し、四 市市、三重郡内に建設業法上の営業所を有する者	∃ A	950点以上	_				
(公告本文3(1)コを 参照してください。) 三重県内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有しない が、四日市市、三重郡内に建設業法上の営業所を有する者 A 1,100点以上						_				
	その他競争参加	]資格要件	地域要件(2)、(3)に該当する者は、施工能力要件として、四日いずれかにAsプラント又は、同地域内に施工機械(モーターグレイヤローラー)を所有若しくは3年以上リース契約(車検証、リー認)しており、保守・管理し常時使用可能な状態にあり、かつ四の技能職員(注1)及び現場管理に必要な機器類(注2)を有して	ノーダー、ア ·ス契約書、 <sup>:</sup> 日市市又は	スファルトフィニ 特定自主検査言	ッシャー、マカダムローラー、タ 2録表、対人対物保険証等で確				
参加資格		要件	単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成222に該当する者は契約金額1千5百万円以上、地域要件(2)、(3)に1の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」」とは、公共機関等が発注した、四路・岸壁・荷捌き地の舗装工事(業種「舗装工事」として発注され道の舗装工事は含みません。	に該当する者 日市市又は	音は契約金額3- :川越町内にお	千万円以上の本工事と同種工事 ナる国道・県道・市町道・臨港道				
事	(211)/(3(2)) 23/									
· 後 審	配直可召傩			工事着手日						
查項目		要件	単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成224 工事2の施工実績(「主任技術者又は監理技術者」若しくは「現と。 なお、「本工事と同種工事2」とは、公共機関等が発注した、三道・臨港道路・岸壁・荷捌き地の舗装工事(業種「舗装工事」としし、農道、林道の舗装工事は含みません。	場代理人」と 重県内にお	としての実績)を らける契約金額!	資料提出日において有するこ 5百万円以上の国道・県道・市町				
	(公告本文3(2)イを参照	似してください。)								

# 4 入札手続等

手続き等		期間·期日	備考(方法·場所等)
特定建設工事共同企業体入札 参加資格審査申請書提出期限			
競争参加資格確認申請書提出期限	令和7年10月24日	(金)午後 5 時まで	持参、郵便又は民間事業者による信書便のいずれ かによる。
技術資料に係る 質問の受付期限	令和7年10月20日	(月)午後 5 時まで	持参又はFAXによる(FAXの場合は着信確認をお願いします)。
技 術 資 料 に 係 る 質問に対する回答期限	令和7年10月22日	(水)午後 5 時までに回答します。	四日市港管理組合ホームページ入札情報に掲載するほか 四日市港管理組合閲覧室にて閲覧に供します。
設計図書等に係る 質問の受付期限	令和7年10月31日	(金)午後 5 時まで	持参又はFAXによる(FAXの場合は着信確認をお願いします)。
設 計 図 書 等 に 係 る 質問に対する回答期限	令和7年11月5日	(水)午後 5 時までに回答します。	四日市港管理組合ホームページ入札情報に掲載するほか 四日市港管理組合閲覧室にて閲覧に供します。
事前条件確認通知日(予定)	令和7年10月31日	(金)	参加資格がない場合のみ通知します。
総合評価に係るヒアリング予定日	_		-
配 達 指 定 日 (入札書提出日)	令和7年11月10日	(月)	「配達日指定郵便」により郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによる。)してください。
開 札 日 時	令和7年11月11日	(火)午前10時00分	開札場所:四日市港ポートビル2階特別会議室
参加資格事後審査結果通知日 (予定)	令和7年11月13日	(木)	参加資格がない場合のみ通知します。

# 5 提出

提出書類等							
特定建設工事共同企業体 結成に関する 入札参加資格審査申請 時に提出する書類		□ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(共同企業体取扱要綱*1 様式第4) □ 特定建設工事共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱 様式第5)の写し					
参加申請時	こ提出する書類	<ul> <li>競争参加資格確認申請書</li> <li>□ 参考見積書</li> <li>■ 技術資料届出書等 (提出方法: 紙媒体の持参、郵便又は民間事業者による信書便のいずれかによる)</li> <li>① 技術資料届出書</li> <li>② 技術資料 (様式1 様式2 様式3 様式4 )</li> <li>■ その他 施工能力要件を確認する資料(※地域要件(2)、(3)に該当する者のみ、紙媒体の持参、郵便又は民間事業者による信書便のいずれかにより提出してください。)</li> <li>なお、詳細は「施工能力等を証する提出資料(チェックリスト)」によります。(注3)</li> </ul>					
入札時に 提出する 書類 (各様式の添 付資む)	必ず提出 が必資料 を含む) 条件により	■ 工事費内訳書 ■ 企業要件(施工実績)及び配置予定技術者(資格及び施工実績)届出書(様式第2-1号) ※ (配置予定技術者の届出(記載)の要否: ■ 必要 □ 不要 ) ※主任(監理)技術者、営業所技術者等の兼任特例を活用する場合はいずれかを合わせて提出すること。※法第26条第3項第1号による場合は、専任特例1号の主任技術者等配置予定届出書(様式第2-2号) ※法第26条第3項第2号による場合は、専任特例2号の監理技術者配置予定届出書(様式第2-3号) ※法第26条の5による場合は、専任特例営業所技術者の主任技術者等配置予定届出書(様式第2-4号) ※法第26条の5による場合は、専任特例営業所技術者の主任技術者配置予定届出書(様式第2-5号) 業態調書(入札時提出用) ■ 納税確認書及び納税証明書 □ 建設キャリアアップシステム事業者登録確認書 □ その他 ■ 施工体制審査意向確認書(特記事項5(1)参照)					
	条件により 提出が必要						

# 6 その他

四日市港管理	₹組合議 )要否	会の議決	口要	■否						
火災保険	付保険の	の要否	□ 要	■否						
そ	Ø	他								

# 7公告に関する問い合わせ先

入札事務担当所属	四日市港管理組合 経営企画部 総務課	電話059-366-7009/FAX059-366-7048
工事担当所属	四日市港管理組合 経営企画部 建設課	電話059-366-7030/FAX059-366-7033
住所	〒510-0011 三重県四日市市霞二丁目1-1	四日市港ポートビル 9階(総務課)、8階(建設課)

#### 【参考】

※以下は、入札公告本文の抜粋です。詳細は、必ず入札公告本文を確認してください。

#### 3 競争参加資格要件に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を全て満たしている者とします。

(1) 参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者とします(経常建設共同企業体にあっては、各構成員がその条件を満たし、エについては共同企業体として満たしている者とします)。ただし、サについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。

なお、別表で入札参加形態を特定建設工事共同企業体としている場合は、その全ての構成員が、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者とします。ただし、サについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。

# ア~ケ (略)

- コ 別表で指定する地域要件並びに格付け及び総合点数又は経営事項審査結果の総合評定値等を満たすこと。
- (7) 地域要件において指定する「建設業法上の主たる営業所」とは、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第2条の規定により建設業許可申請書に記載された主たる営業所を指します。
- (イ) 格付け及び総合点数が記載されている場合、四日市港管理組合建設工事発注標準に定める令和7年度格付け及び総合点数とします。
- (ウ) 経営事項審査結果の総合評定値等が記載されている場合、経営事項審査結果の総合評定値に係る審査基準日は、 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間内であるものとします。ただし、合併又は分割その他組織変更を行った法人で、 国土交通省通知の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあっては当該通知に定める合併等の期日のものとします。

# サ・シ (略)

- ス 別表で入札参加形態を特定建設工事共同企業体としている場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。
- (7) 各構成員が、アで指定する建設工事の種類に対応した許可業種について、特定建設業の許可を有しており、当該業種について 5年以上の営業年数がある者であること。
- (イ) 別表で指定する構成員数であること。
- (ウ) 各構成員の出資比率は、均等割の60%以上(構成員数が2者の場合は30%以上、構成員数が3者の場合は20%以上)であること。また、代表者となる者は、構成員のうちで出資比率が最大であること。
- (エ) 総合評価方式の一括審査対象工事の場合で、複数の工事に参加を希望するときは、同じ代表者及び構成員で結成された特定建設工事共同企業体であること(異なる構成での参加は認めません。)。
- セ 別表のその他競争参加資格要件欄において指定する条件を満たす者であること。
- ソ 本工事の入札に参加しようとする者の間に、四日市港管理組合一般競争入札実施要綱第4条第1項第11号に定める資本関係又は人的関係がないこと。ただし、要件を満たす期間は、参加申請書の提出日から開札日までとする。なお、事前条件審査における確認方法は、参加申請書提出締切日時点において、三重県に届け出た業態調書(新規・変更)を基に作成された資本関係等リストにより行うものとする。業態調書(新規)を三重県に提出しない者は、競争参加資格要件を満たさないものとして取り扱います。
- (2) 次に掲げる条件を全て満たしている者とします。
- ア 別表で指定する企業要件を満たすこと。

なお、別表で施工実績を求めている場合において、本工事の入札に経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが施工実績を有していれば足りることとし、特定建設工事共同企業体で参加するときは、特定建設工事共同企業体の代表者が施工実績を有していることとします。

- (7) 施工実績は、元請としての施工実績とし、受注形態が単独又は共同企業体の構成員(出資比率が20%以上のものに限ります。)としてのものであることとします(イ(7)の技術者要件(施工実績)においても同様とします。)。
- (イ) 施工実績の発注機関を「公共機関等」と指定している場合は、次のいずれかの機関であることとします(以下「公共機関等」において同じ。)
  - a 国の機関(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第25条第2項により公示された組織)
  - b 地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体)
  - と 法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第1に掲げる公共法人
  - d 国土交通省令で定める法人(建設業法施行規則第18条に規定する法人)
- イ 本工事に、建設業法第26条及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の規定による主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」といいます。)であって、次の(ア)から(オ)の基準を満たす者を別表で指定する主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあること。ただし、本工事が工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合で、本工事着手時に配置する主任技術者等が工場製作期間に配置する主任技術者等のときは、現地施工期間に配置する主任技術者等は、現場が工場から現地に移行する時点で配置できる状況にあること。

なお、配置予定の主任技術者等(以下「配置予定技術者」といいます。)が入札時に他の工事(本工事と兼任することができないものに限ります。)に従事している場合において、主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあることとは、主任技術者等の配置可否確認時期の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。

また、本工事の入札に経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体で参加する場合は、全ての構成員が次の基準を満たす者を主任技術者等の配置可否確認時期に配置できる状況にあることとします。

(7) 別表で指定する技術者要件(資格及び施工実績)を満たす主任技術者等であること。

別表で施工実績を求めている場合において、本工事の入札に経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが配置する主任技術者等が施工実績を有していれば足りることとし、特定建設工事共同企業体で参加するときは、特定建設工事共同企業体の代表者が配置する主任技術者等が施工実績を有していることとします。

また、本工事が工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は、現地施工期間に配置する主任技術者等が施工実績を有していることとします。

配置予定技術者の施工実績とは、次のa又はbをいいます。

なお、施工実績として提出する工事が余裕期間設定工事等で、全体工期(契約日から完成日まで)と実工期(現場着手日から完成日まで)が一致しない工事である場合は、次のa及びbに示す「契約日から完成日までの期間」を「実工期」に読み替えて適用することとします。

## a 主任技術者等としての実績

主任技術者等として、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。

なお、対象となる工事が、工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と 現地で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代している場合は、当該工事の現地施工期間の主任技術者等として、 当該工事の現地施工期間において、完成日を含む現地施工期間2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。 ただし、監理技術者補佐として従事した実績は認められません。 b 現場代理人としての実績

別表で指定する技術者要件を満たすもののうち、公共機関等が発注した工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事していた実績をいいます。

ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(以下「コリンズ」といいます。) に現場代理人として 登録された者に限ります(以下「現場代理人として従事していた実績」において同じ。)。

- なお、対象となる工事が、工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代している場合は、当該工事の現地施工期間において完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事していた実績をいいます。
- (4) 三重県公共工事共通仕様書1-1-1-46の規定による主任技術者等であること (ただし、別表で指定する建設工事の種類が三重県公共工事共通仕様書に規定する9業種である場合。)。

なお、経常建設共同企業体にあっては、国家資格を有すること。

- (ウ) 監理技術者にあっては、本工事で求める建設業の許可業種に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (エ) 本工事が建設業法第26条第3項に該当し、主任技術者等を専任で配置する必要がある場合で、入札時に配置予定技術者の届出を求めるとき(別表で指定しています。)は、本工事の参加申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。また、主任技術者等を専任で配置する必要がある場合で、入札時に配置予定技術者の提出を求めないときは、契約日(本工事の契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和41年四日市港管理組合条例第16号)に基づき四日市港管理組合議会の議決に付さなければならない案件(以下「議決案件」といいます。)である場合(別表で指定しています。)は「本契約日」)以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属企業の変更があった場合には、変更前の所属企業と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後の所属企業との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

- (4) 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等(以下「専任特例1号」という。)、同項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下「専任特例2号」という。)及び同法第26条の5の規定の適用を受ける主任技術者等(以下「専任特例営業所技術者」という。)の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。なお、要件のうち、「同一建設事務所管内」とあるのは「四日市市・川越町内」、「隣接する建設事務所管内」とあるのは「四日市市・川越町に隣接する市町」と読み替えることとする。
- (3) 本工事の落札者決定方式が施工体制確認型総合評価方式である場合は、次に掲げる条件を全て満たしている者とします。
  - -ア 技術資料届出書及び別表で指定する全ての技術資料を提出していること。
  - イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技 術者の氏名の記載があること。

#### 【特記事項】

### 5 提出書類等について

(1) 開札時において低入札となったとき、施工体制確認審査を受ける意思のある入札参加者は、四日市港管理組合総合評価方式の運用ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書(様式4)を提出してください。 提出にあたっては、入札公告本文4及び5(15)を十分に確認してください。

なお、施工体制審査意向確認書を提出したにもかかわらず、施工体制確認資料を提出しない等、施工体制審査マニュアルに基づく審査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし四日市港管理組合建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。

## 【注意事項】

## 3 競争参加資格要件に関する事項

入札公告本文3(1)ソにおける、資本関係又は人的関係がないことの確認は、競争参加資格確認申請書提出期限の前月20日までに 三重県が受理した、業態調書を基に作成した資本関係等リストにより行います。前月20日までに業態調書(新規)を三重県に提出しない 者は競争参加資格要件を満たさないものとして取り扱います。なお、前月20日が日曜日、土曜日、祝祭日等にあたるときは翌開庁日とします。

### 5 提出書類等

入札時提出書類のうち「法第26条第3項第2号による場合は、専任特例2号の監理技術者配置予定届出書(様式第2-3号)」を提出する場合、 以下の工事は技術的難度が高い工事として兼任を認めないものとします。

堰・水門、水路トンネル、転流トンネル、ダム(砂防ダムを除く)、道路トンネル、共同溝(シールド工法に限る)、下水道(シールド工法に限る)、工事規模が大きく自然条件や社会条件による制約がある工事 ※いずれも新設工事に限る。

# ○その他

\* 1

「共同企業体取扱要綱」とは、「四日市港管理組合建設工事に係る共同企業体取扱要綱」をいいます。

## 【注意事項】

## 3 競争参加資格に関する事項について

- (注1) 「技能職員」とは1級若しくは2級建設機械施工管理技士をいいます。
- (注 2) 「現場管理に必要な機器類」とは、はかり(秤量  $5 \log$ 以上感量 0.5 g 以下のもの、試料全質量の0.1 %以下の精度のもの)、乾燥機(排気口のあるもので、 $105 \pm 5 \%$ に保全できるもの)、ふるい(JIS 28801 標準ふるい)、プロフィルメーター(3 mプロフィルメーター)をいいます。

### 5 提出書類等について

生3) 四日市港管理組合発注の舗装工事に応募しようとする場合は、施工能力等を証する提出資料(チェックリスト)とこの チェックリストに記載してある書類を添えて、競争参加資格確認申請書と同時に持参、郵便又は民間事業者による信書便のい ずれかにより提出してください。内容を確認したチェックリストは当組合の確認印を押印のうえ、写しを競争参加資格確認申 請書の控えとともに返却します。

なお、一度、押印されたチェックリストの写しを受けた者は、同一年度のみ四日市港管理組合発注の舗装工事の一般競争入 札において、次回から施工能力等を証する資料の提出は省略可とします。